

公共施設等の適正管理の推進について

- 1 . 公共施設等総合管理計画の見直し・充実について…………… 1
- 2 . 公共施設等適正管理推進事業債について…………… 15
- 3 . (参考) 各省における個別施設計画策定促進の取組について…………… 27

令和 2 年 1 月 2 4 日

総務省自治財政局

調整課 ・ 地方債課 ・ 財務調査課

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

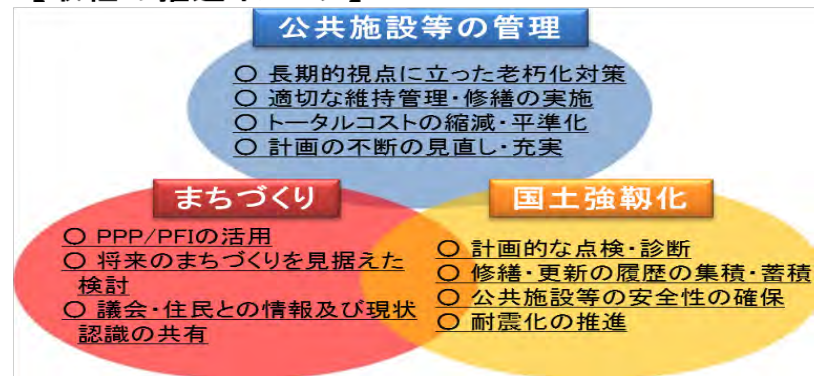
<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成31年3月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.8%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※令和2年度までに策定

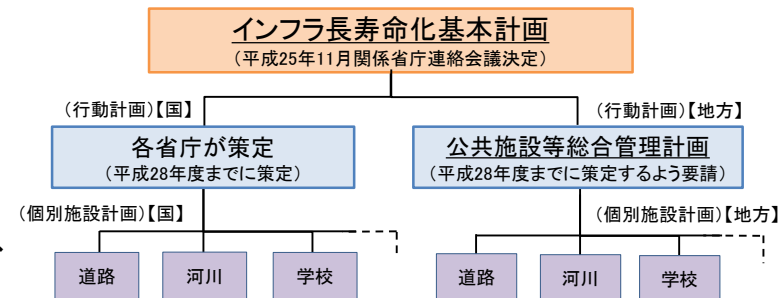
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間:30年程度以上
- ・会計区分:普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分:建築物及びインフラ施設
- ・経費区分:維持管理・修繕、改修及び更新等

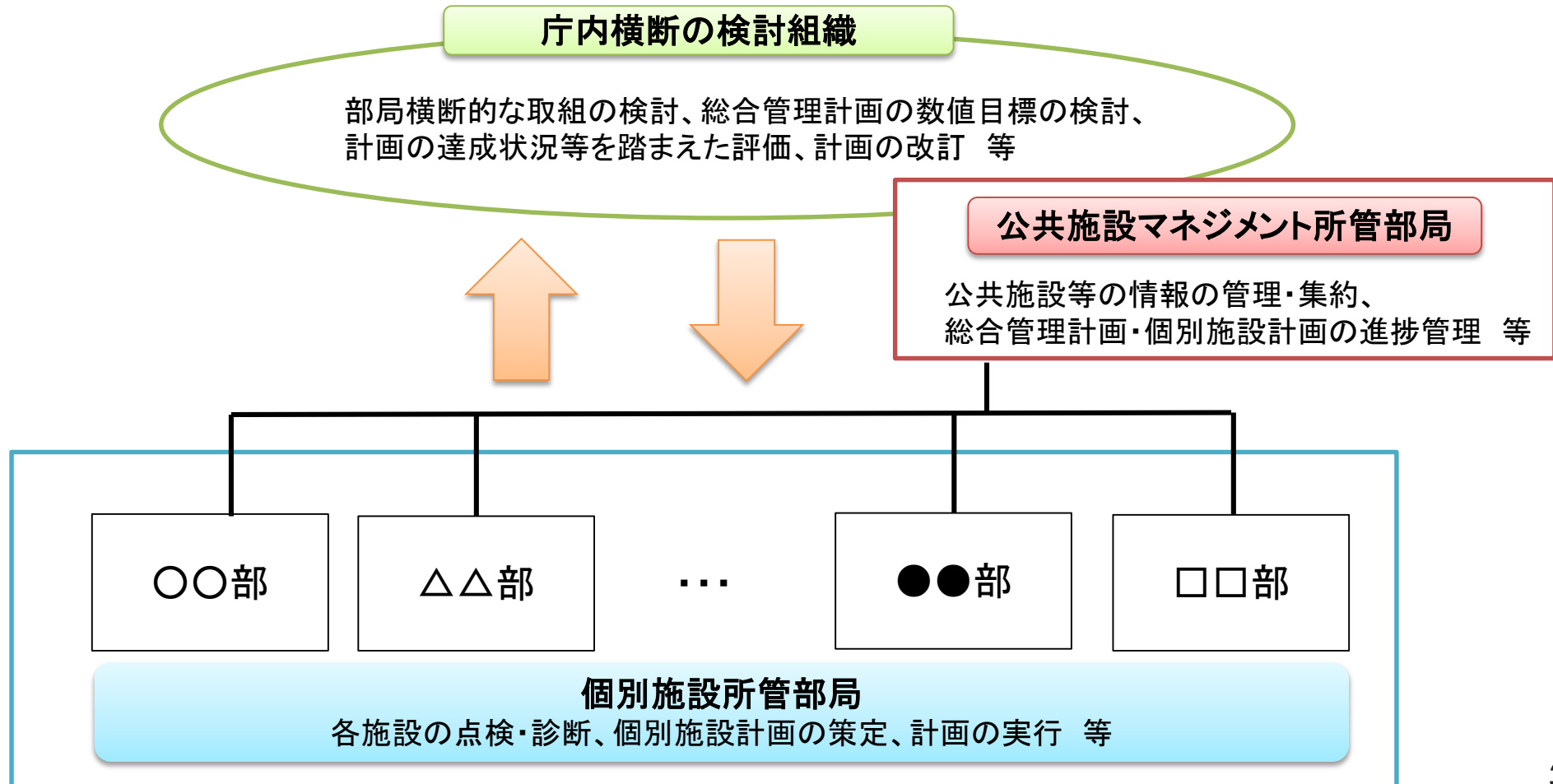
5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

総合管理計画の推進体制等

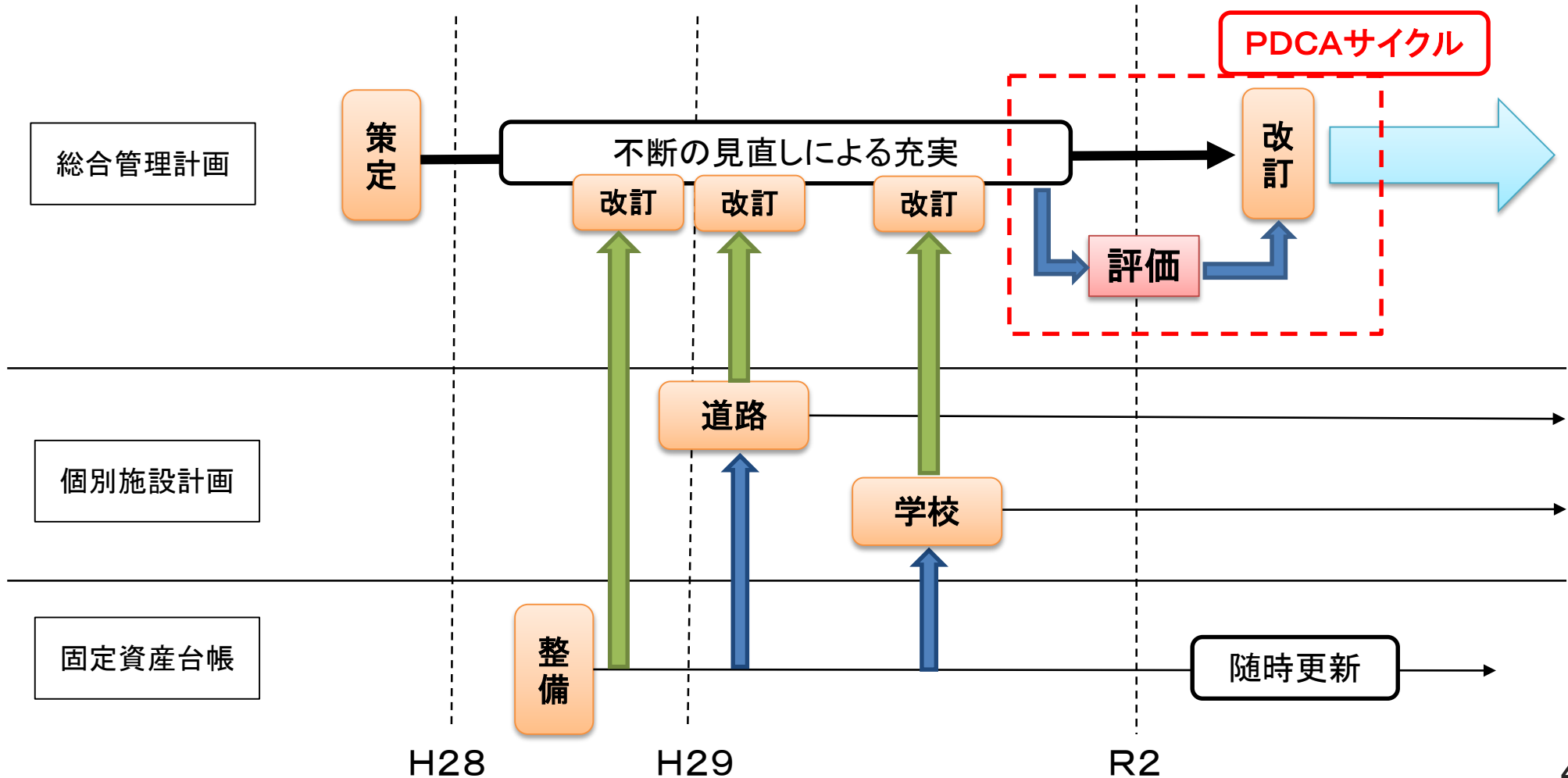
- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



総合管理計画の見直し・改訂

- 総合管理計画については、策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態や取組状況等を整理し策定したものであることから、その内容は、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくこと。
- 総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めること。



公共施設等総合管理計画見直しのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

令和3年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

取組
効果
反映

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ① 点検・診断の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

反映

対策の
内容等
反映

反映

令和2年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

主な個別施設計画の策定状況

令和元年9月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する
関係省庁連絡会議第8回幹事会資料(抜粋)

| 分野 | 対象施設 | 計画策定率 | (参考)平成30年4月1日時点 計画策定率 |
|----------|-------------------------------------|-------|--------------------------|
| 警察施設 | 庁舎等 | 48% | 44% |
| 消防関係施設 | 消防庁舎 | 37% | 31% |
| 学校施設 | 公立学校施設 | 15% | 7% |
| 社会教育施設 | 社会教育施設(社会体育施設及び文化会館等を除く。) | 15% | 11% |
| 水道分野 | 上水道施設 | 81% | 75% |
| 医療分野 | 病院 | 21% | 10% |
| 福祉分野 | 児童福祉施設等 | 30% | 23% |
| 農業水利施設 | ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等 | 75% | 69% |
| 農道 | 橋梁(橋長15m以上)及びトンネル | 52% | 36% |
| 農業集落排水施設 | 管路施設、処理施設 | 50% | 42% |
| 地すべり防止施設 | 抑止工、抑制工 | 49% | 21% |
| 治山 | 保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等 | 84% | 60% |
| 林道 | 橋梁(橋長4m以上)、トンネル及びその他重要な施設 | 50% | 33% |
| 漁港施設 | 外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設 | 82% | 80% |
| 漁場の施設 | 増殖場、養殖場 | 79% | 75% |
| 漁業集落環境施設 | 漁場集落排水施設 | 25% | 18% |
| 工業用水 | 工業用水道事業 | 45% | 39% |
| 道路 | 橋梁(橋長2m以上) | 81% | 73% |
| 河川・ダム | 主要な河川構造物 | 91% | 91% |
| 砂防 | 砂防設備(砂防堰堤、床固工等)、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 | 100% | 89% |
| 海岸 | 堤防・護岸・胸壁等 | 80% | 46% |
| 下水道 | 管路施設、処理施設、ポンプ施設 | 100% | 70% |
| 港湾 | 外郭施設 | 72% | 66% |
| 公園 | 都市公園 | 94% | 93% |
| 住宅 | 公営住宅 | 90% | 89% |
| 廃棄物処理施設 | 一般廃棄物処理施設 | 51% | 42% |
| 地方公共団体庁舎 | 地方公共団体庁舎 | 20% | 14% |

(注) ・ 計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
・ 策定状況は、平成31年4月1日時点(ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成31年3月31日時点)。

個別施設計画策定のための各省マニュアル・ガイドライン等のリンク集

<総務省HP>

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方財政の分析 > 公共施設等総合管理計画

公共施設等総合管理計画の策定

個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等

・ [個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等\(令和元年9月20日時点\)](#)

個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等(令和元年9月20日時点)

目次

- ・ [インフラ](#)
- ・ [教育関係施設](#)
- ・ [行政系施設](#)
- ・ [公営住宅](#)
- ・ [その他](#)

インフラ

国土交通省所管施設(ダム、砂防、下水道等)

- ・ [国土交通省インフラ長寿命化計画\(行動計画\):個別施設計画策定マニュアル\(国土交通省Webサイト\)](#)

厚生労働省所管施設(水道)

- ・ [水道事業ビジョン\(地域水道ビジョン\)について\(厚生労働省Webサイト\)](#)

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

統一的な基準による固定資産台帳・財務書類の整備

地方公会計

- 統一的な基準による地方公会計の整備の一環として、公共施設等の取得年月日、取得価額、耐用年数といったデータを含む固定資産台帳を整備する。※併せて公共施設等の実際の損耗状態等を把握しておくことも重要
- 統一的な基準による財務書類（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書等）を作成する。

公共施設等総合管理計画等の不断の見直し

公共施設等適正管理

- 固定資産台帳のデータ、各施設の診断結果や個別施設計画に記載した具体的な対策内容等を踏まえ、将来の施設更新必要額の推計等を行い、充当可能な財源と見比べながら、公共施設等総合管理計画を不断に見直す。

各分野ごとの個別施設計画の策定

公共施設等
適正管理

- 個別施設ごとに、点検・診断によって得られた個別施設の状態を踏まえ、対策内容と実施時期、対策費用の概算等を整理する。

施設別のセグメント分析の実施

地方公会計

- 施設別の行政コスト計算書等によるセグメント分析を実施することで、個別具体的な統廃合等の議論（各論）につなげることができる。※公共施設等総合管理計画には、更新・統廃合・長寿命化等の基本的な考え方（総論）が盛り込まれている

公共施設等適正管理推進事業債等の活用

公共施設等適正管理

- 個別施設計画等において、具体的な対策を決定した公共施設等について、公共施設等適正管理推進事業債等を活用することにより、集約化・複合化、転用、除却、長寿命化等を円滑に推進することができる。

固定資産台帳を活用した公共施設等総合管理計画の策定（長崎県島原市）

事例概要

- 公共施設等の管理を計画的・効率的に進めていくため、地方公会計と連動して情報の一元管理と共有化を図ることとし、公共施設等総合管理計画の策定に際しては、固定資産台帳のデータを活用して、施設の現状分析や、施設の更新等に係る経費見込みの算定を実施。

取組内容

- 平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画において、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを活用し、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を実施。
- また、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載。
- 持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後40年間において更新等費用及び維持管理費用で350億円の削減が必要と判明。計画策定における、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を定める際の参考とした。
- 個別施設計画の策定に際しても、取得年度や面積データなど固定資産台帳の掲載項目を、計画に反映。

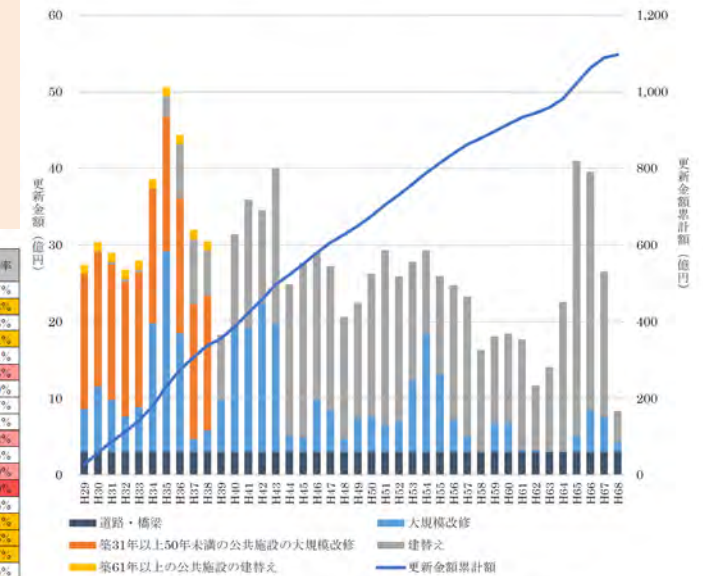
図表 施設老朽化比率

| 大分類 | 中分類 | 施設数 | 100% | 80%以上 | 60%以上 | 40%以上 | 20%以上 | 20%未満 | 平均比率 |
|-----------------|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 市民文化系施設 | 文化施設 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 53.7% |
| | 公民館 | 6 | 0 | 1 | 4 | 0 | 1 | 0 | 67.3% |
| 社会教育系施設 | 図書館 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 58.3% |
| | その他社会教育施設 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 73.1% |
| スポーツ・レクリエーション施設 | スポーツ施設 | 17 | 1 | 2 | 6 | 4 | 1 | 3 | 36.1% |
| | レクリエーション施設 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 84.8% |
| 産業系施設 | 産業系施設 | 8 | 0 | 1 | 2 | 3 | 2 | 0 | 39.0% |
| | 観光系施設 | 14 | 6 | 0 | 3 | 0 | 3 | 2 | 50.7% |
| | 小学校 | 10 | 0 | 1 | 6 | 0 | 3 | 0 | 54.1% |
| 学校教育系施設 | 中学校 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 82.2% |
| | その他教育施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 32.5% |
| 子育て支援施設 | 保育所 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 85.9% |
| | 学童保育 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100.0% |
| 福祉保健施設 | 福祉保健施設 | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 35.8% |
| | 庁舎等 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 80.1% |
| 行政系施設 | 消防施設 | 25 | 14 | 2 | 5 | 1 | 1 | 2 | 77.6% |
| | その他行政系施設 | 11 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 60.7% |
| 公営住宅等 | 公営住宅等 | 19 | 3 | 7 | 3 | 5 | 0 | 1 | 50.5% |
| | 供給処理施設 | 5 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 74.9% |
| その他 | その他 | 4 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 30.0% |
| 比率 | | | 21.5% | 17.4% | 27.1% | 13.9% | 11.1% | 9.0% | 市全体 |
| 合計 | | 144 | 31 | 25 | 39 | 20 | 16 | 13 | 52.8% |

出典：「平成26年度固定資産台帳」

島原市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)より抜粋

図表 公共建築物とインフラ資産の年度別更新金額(単位:億円)



※大規模改修は築後30年目の年から2年間で、建替えは築後60年目の年から3年間で実施することとして試算
築後31年以上50年未満の大規模改修及び築後61年以上の建替えは、平成29年度から平成38年度までの10年間で実施することとして試算

出典：「平成26年度固定資産台帳」

効果等

- 島原市公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づき、公営住宅等の取り壊しを実施。
- 引き続き、施設の長寿命化や統廃合、PPP/PFIなどの民間活力の活用などを検討し、住民ニーズに対応した効率的な管理の実現を目指す。

固定資産台帳を活用した公共施設の個別分析（新潟県糸魚川市）

事例概要

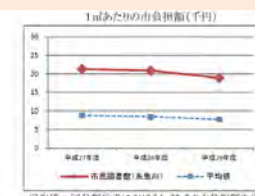
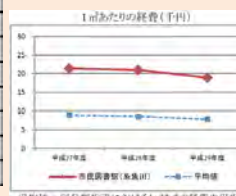
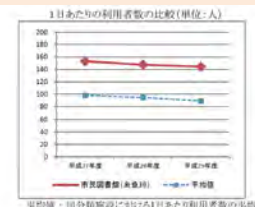
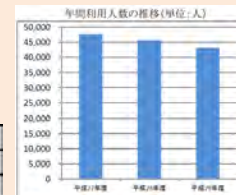
- 公共施設等総合管理計画を策定後、個別施設計画の策定に併せて、各施設の状況や今後の方針の検証ツールとして「施設カルテ」を作成。施設カルテにおいては、固定資産台帳のデータを活用して、老朽化率と施設の利用状況を用いてマトリクス分析を実施。

取組内容

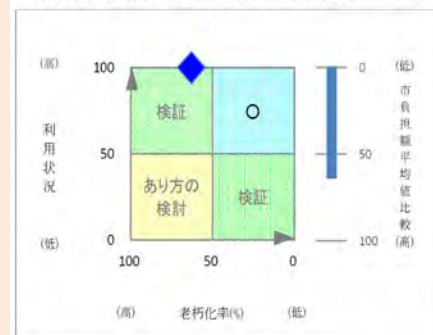
- 公共施設等総合管理計画を作成（平成28年3月）後、平成29年度から令和元年度にかけて個別施設計画を策定するのに併せて、個別施設計画の策定対象施設のうち、施設評価を行うべき施設について、関係部署と協議の上で、対象施設を決定し、平成30年度に「施設カルテ」を作成。
- 施設カルテ作成の際に、固定資産台帳のデータから、各施設の面積や構造などの施設の諸元を引用。また、減価償却累計額を用いて、老朽化率を算出し、施設の利用状況と組み合わせ、マトリクス分析を実施。
- 施設カルテの作成作業においては、施設担当課において、利用人数や経常経費等の基本情報を入力し、財政課において、マトリクス図の「利用状況」・「老朽化率」の算出をはじめ、全体調整を行った上で、作成。
- 自動的に算出された評価結果を基に、施設所管課による一次評価を行い、庁内に設置したマネジメントグループによる二次評価を実施しているところ。
- 今後の施設の統廃合・用途廃止に向けて、引き続き評価を継続し、評価内容を総合管理計画や個別施設計画の改訂の際に反映予定。

施設カルテのイメージ
(糸魚川市施設カルテより抜粋
(平成30年度))

| | |
|--------------------------|-----------|
| 所在地 | 一の宮1丁目2-3 |
| 全体面積(m ²) | 13,387.00 |
| 市有面積(m ²) | 13,363.86 |
| 借地面積(m ²) | 23.14 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 3 |
| 建築年(西暦) | 1981 |
| 法定耐用年数(年) | 50 |
| 経過年数(年) | 37 |
| 割引年数 | 13 |
| 総床面積(m ²)の合計 | 1,566.01 |



利用状況・老朽化率(%),市負担額平均値比較(平成29年度)



利用状況：運営日数に対する利用日数の割合

マトリクス図による分析
(糸魚川市施設カルテより抜粋
(平成30年度))

【左図の説明】

- ・利用状況と老朽化率により、施設の状況を示しています。
「◆」の位置によって、施設の管理運営方法の検証や、今後のあり方を検討する予定です。
- ・隣の棒グラフは、同分類施設における1㎡あたりの市負担額の平均値を「50」とした際の比較数値であり、コストの状況を示しています。

効果等

- 公共施設マネジメントを行う上で、固定資産台帳のデータをはじめとする各データを用いて「施設カルテ」による分析を行うことにより、客観的な評価が可能となり、評価結果を基にした改善・見直しにつなげることができる。

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】施設別の財務書類の作成・分析による図書館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 合併に伴い、同種同規模の建物が旧5町ごとに存在している現状は、少子高齢化、市民ニーズの多様化、合併による生活圏の変化に合致した施設規模・配置では必ずしもなくなっている。
- 多くの施設を維持管理する上で、更新又は大規模改修が必要な施設に計画的かつ適切な保全管理ができていない。

事例の概要

- 財務書類のうち、経常的な行政活動に係る費用・収益を示す「行政コスト計算書」を、5つの図書館ごとに作成し、各図書館の行政コストを把握。

＜施設別行政コスト計算書＞ (単位:千円)

| 施設名称 | A図書館 | B図書館 | C図書館 | D図書館 | E図書館 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 【行政コスト】 | | | | | |
| 人件費 | 14,475 | 13,139 | 13,421 | 15,209 | 8,592 |
| 退職手当コスト | 1,080 | 585 | 1,080 | 1,170 | 540 |
| 委託料 | 495 | 1,525 | 1,713 | 1,445 | 565 |
| 需用費 | 1,759 | 5,336 | 3,205 | 2,745 | 1,641 |
| 減価償却費 | 74 | 11,581 | 1,920 | 4,336 | 1,210 |
| その他 | 3,780 | 7,910 | 4,458 | 5,151 | 2,521 |
| 行政コスト合計 | 21,663 | 40,076 | 25,797 | 30,056 | 15,069 |
| 【収入】 | | | | | |
| その他 | | 4 | | | |
| 収入合計 | | 4 | | | |

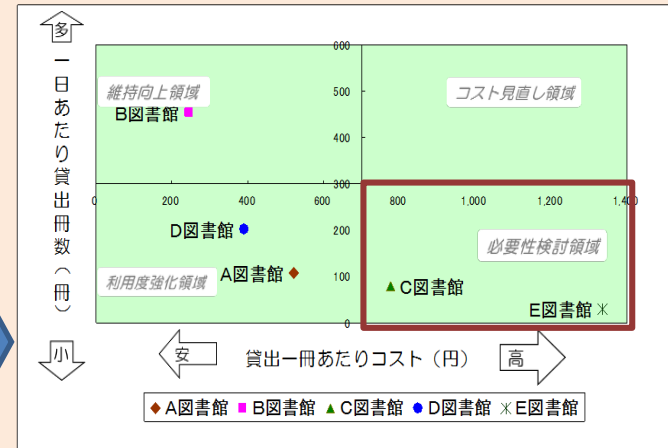
- 各図書館の行政コストをもとに、貸出一冊当たりのコストを算出。

＜一冊当たりのコストを算出＞

| | A図書館 | B図書館 | C図書館 | D図書館 | E図書館 |
|-------------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 蔵書数 | 27,299 | 72,813 | 39,767 | 40,273 | 8,573 |
| 貸出冊数 | 39,433 | 165,827 | 29,362 | 74,004 | 10,883 |
| 行政コスト(千円) | 21,663 | 40,076 | 25,797 | 30,056 | 15,069 |
| 1日あたり貸出冊数 | 108 | 454 | 80 | 203 | 30 |
| 1冊あたりコスト(円) | 549 | 242 | 879 | 406 | 1,385 |

- 一日当たりの貸出冊数と組合せてグラフ化し、4つのグループに分け、各図書館の評価分析を実施。

- 必要性検討領域(右図の右下太枠)にある2つの図書館について、耐震性や地理的要素等も考慮しながら、移転、解体等を検討。



効果等

- 検討の結果、耐震性が低いC図書館については、平成27年度解体撤去。
- 市街地中心部から離れていたE図書館はB図書館の分館として中心部にある支所に移転(貸出冊数が倍増(1,500冊→3,000冊/月))。E図書館であったスペースを利用し、複数あった郷土資料館を宇城市郷土資料館として統合。

施設別・事業別財務書類の作成・分析の実施手順

(1) セグメントの単位等の設定

(以下の例は、図書館をイメージ)

① 分析の目的を設定する

例) 公共施設の統廃合の検討の際の参考とする

② セグメントの単位・対象を設定する

例) 単位: 施設毎、対象: 図書館

③ 作成する財務書類の範囲を決定

例) 行政コスト計算書及び貸借対照表
行政コスト計算書のみ

④ 対象とする資産・負債・費用・収益の範囲を決定

例) 図書館が入る建物は対象とし、
図書館の所管課が入る本庁舎などの共通資産は対象外とする

⑤ 按分して計上する項目とその際の基準(配賦基準)の設定

例) 複数施設で一括契約している経費(例: 光熱費): 延床面積により按分

⑥ 必要な非財務情報を決定

例) 利用に関する情報(年間利用者数、貸出冊数、稼働日数等)

(2) 必要なデータの収集、セグメント別財務書類の作成

⑦ 仕訳帳等から作成対象のセグメントに関する支出・収入の情報を抽出し、直接関連付けて計上(直課)/按分して計上(配賦)

例) 物件費等は、仕訳帳や財務会計システムの予算執行データから、勘定科目や施設名称で抽出
複数施設で一括契約している経費は、延床面積で按分し、各図書館部分を算出

⑧ 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出し、直課/配賦

例) 複合施設は、土地や建物を延床面積等により資産額を按分し、各図書館部分を算出
減価償却費は、「取得価額÷耐用年数」により算出

⑨ 人件費、賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を算定し、直課/配賦

例) 職員給与費(特別職を除く)26億円÷全職員数(特別職を除く)400人×担当職員数5人=3,250万円

⑩ 作成したデータを各財務書類に入力し、必要な財務書類を完成させる

(3) 非財務情報を用いた比較分析

⑪ 非財務情報を収集し、作成したセグメント別財務書類と組み合わせて分析を実施

例) 非財務情報(例: 貸出冊数)を用いて、単位当たりコストを算出し、施設間で比較し、コスト効率性を分析

⑦ 仕訳帳・予算執行データからの抽出

| (単位: 円) | | | |
|------------|------------|-------|-------|
| 金額 | 摘要 | 仕訳 | 施設 |
| 35,500,000 | A図書館改修工事支払 | 維持補修 | A図書館 |
| 50,000,000 | A図書館運営委託料 | 物件費 | A図書館 |
| 20,000,000 | B図書館運営委託料 | 物件費 | B図書館 |
| 30,000,000 | B図書館改修工事支払 | 維持補修 | B図書館 |
| 10,000,000 | 図書館備品購入費 | 物件費 | 図書館 |
| 3,000,000 | 図書館消耗品購入費 | 物件費 | 図書館 |
| 2,200,000 | 図書館水道料 | 物件費 | 図書館 |
| 2,000,000 | 図書館電気料 | 物件費 | 図書館 |
| 1,500,000 | 図書館ガス料 | 物件費 | 図書館 |
| 6,000,000 | 図書館清掃管理委託料 | 物件費 | 図書館 |
| | | | |

摘要欄や施設欄をもとに、対象のデータを抽出

⑧ 固定資産台帳からの抽出

| (単位: 円) | | | | | |
|-----------|-------|-------|-----------|-------------|-------------|
| | 資産目名称 | 耐用年数 | 取得年月日 | 取得価額 | 減価償却累計額 |
| 事業用資産/土地 | A図書館 | - | 1990年1月1日 | 52,810,390 | - |
| 事業用資産/建物 | A図書館 | 50年 | 2007年4月1日 | 367,500,000 | 66,150,000 |
| 事業用資産/工作物 | A図書館 | 10年 | 2007年4月1日 | 32,623,500 | 32,623,499 |
| 事業用資産/土地 | B図書館 | - | 1980年6月1日 | 45,000,000 | - |
| 事業用資産/建物 | B図書館 | 50年 | 1997年4月1日 | 294,000,000 | 111,720,000 |
| 事業用資産/工作物 | B図書館 | 10年 | 2000年4月1日 | 40,000,000 | 39,999,999 |
| | | | | | |

⑪ 単位当たりコストの分析

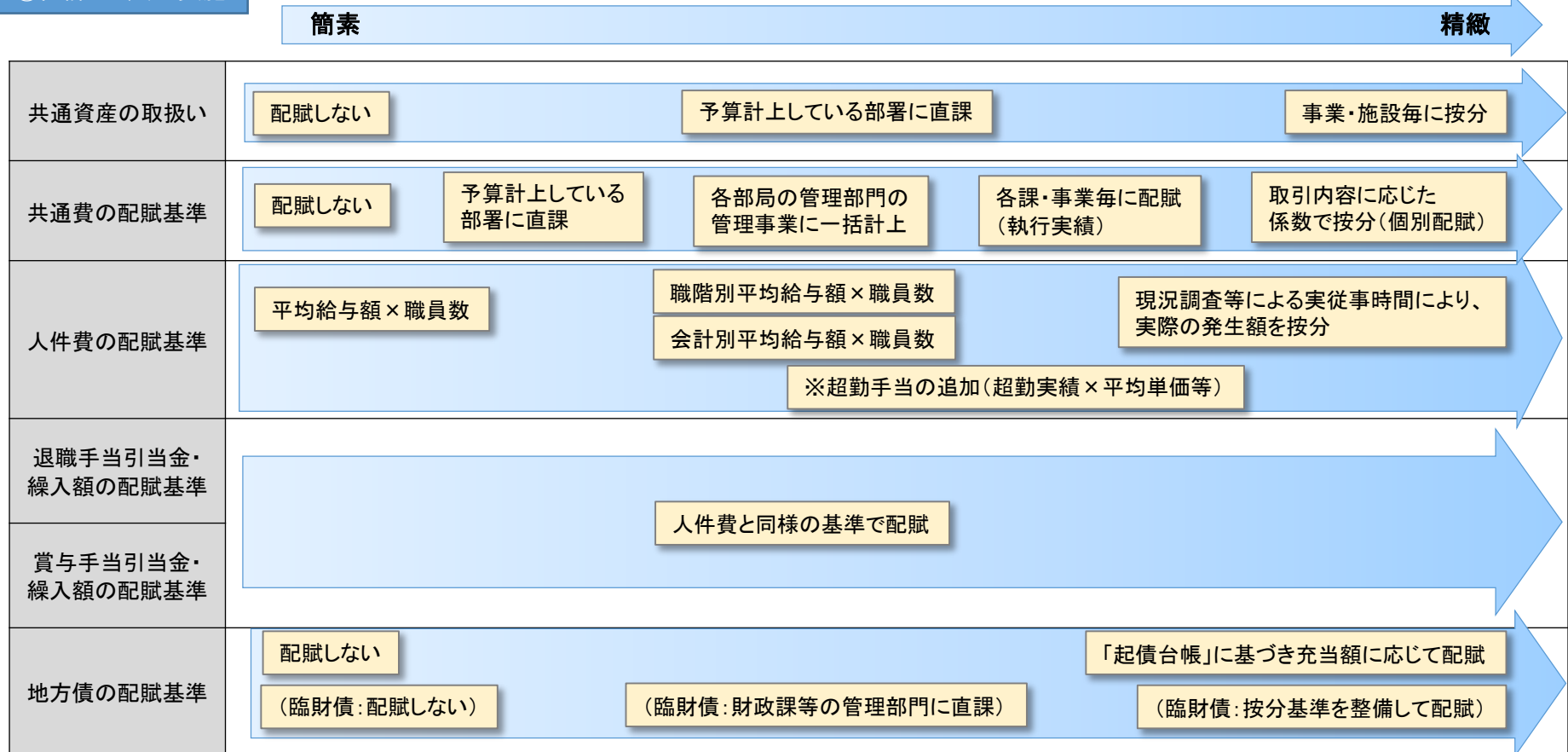
| | A図書館 | B図書館 |
|-----------------------|---------|---------|
| 平成29年3月31日現在人口(人)全体 | 66,000 | 66,000 |
| 図書館の延床面積 | 3,000㎡ | 2,000㎡ |
| 平成28年度施設利用者数(人) | 280,000 | 150,000 |
| 図書蔵書数(冊) | 320,000 | 100,000 |
| 平成28年度貸出冊数(冊) | 500,000 | 200,000 |
| 1冊あたりのコスト(純行政コスト/蔵書数) | 360 | 599 |
| 1人あたりの純行政コスト | | |
| 全体人口(職員給を含む) | 2,725 | 1,816 |
| 全体人口(職員給を除く) | 1,633 | 724 |
| 利用者(職員給を含む) | 642 | 799 |
| 利用者(職員給を除く) | 385 | 319 |
| 有形固定資産減価償却率(%) | 24.70 | 45.40 |

施設別・事業別財務書類の作成・分析に関する大まかな流れ・考慮要素

①元データの抽出

- 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
- 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報を抽出

②直課・配賦の実施



③作成する書類の種類

行政コスト計算書(PL)

貸借対照表(BS)

資金収支計算書(CF)

純資産変動計算書(NW)

公共施設等の適正管理の推進

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、集約化・複合化事業の実施主体や長寿命化事業の対象を拡充

【地方債計画額 H29：3,150億円 → H30：4,320億円 → R元：4,320億円 → R2：4,320億円】

（期間：平成29年度から令和3年度まで（⑥は令和2年度まで（ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる）））

公共施設等適正管理推進事業債

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。

② 長寿命化事業

※下線部分を令和2年度から拡充

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設（義務教育施設を含む）の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設（昭和53年以降の技術基準で設計された施設を含む。）、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定の規模以下等の事業）

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%）

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて30～50%（注））

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%（交付税措置対象分75%）、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

（注）義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項（対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用）が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。また、当該同種・類似の計画が一部の施設のみを対象としている場合でも対象となる。

公共施設等適正管理推進事業債について

| 事業名 | 対象施設 | | | 参考 | 地方債措置 | |
|--------------|---------------------|-------------|-------------------|---|-------|--------------------|
| | 公共施設 (※) | 社 会 基盤施設 | 公用施設 | | 充当率 | 交付税 措置率 |
| ①集約化・複合化 | ○ | | | 複数の団体(対象施設を有しない団体を含む。)が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 | 90% | 50% |
| ②長寿命化 | ○ | ○ | | 令和2年度から昭和53年以降の技術基準で設計された砂防設備を対象に追加 | | 財政力に応じて 30%~50% |
| ③転用 | 他の公共施設 への転用 ○ | | 公共施設 への転用 ○ | ①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能 | | |
| ④立地適正化 | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業を補完する事業 ・国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象 | | |
| ⑤ユニバーサルデザイン化 | ○ | ○ | 本庁舎 ○ | 庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象 | | |
| ⑥市町村役場機能緊急保全 | | | ○ | 令和2年度までに実施設計に着手すれば活用可能 | | |
| ⑦除却 | ○ | ○ | ○ | | | — |

※公営住宅及び公営企業施設を除く

(期間)①~⑤及び⑦は令和3年度まで、⑥は令和2年度まで(ただし、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)

(留意点) 適正管理の①~⑤及び⑦並びに防災・減災対策の⑥は公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

① 集約化・複合化事業

対象事業

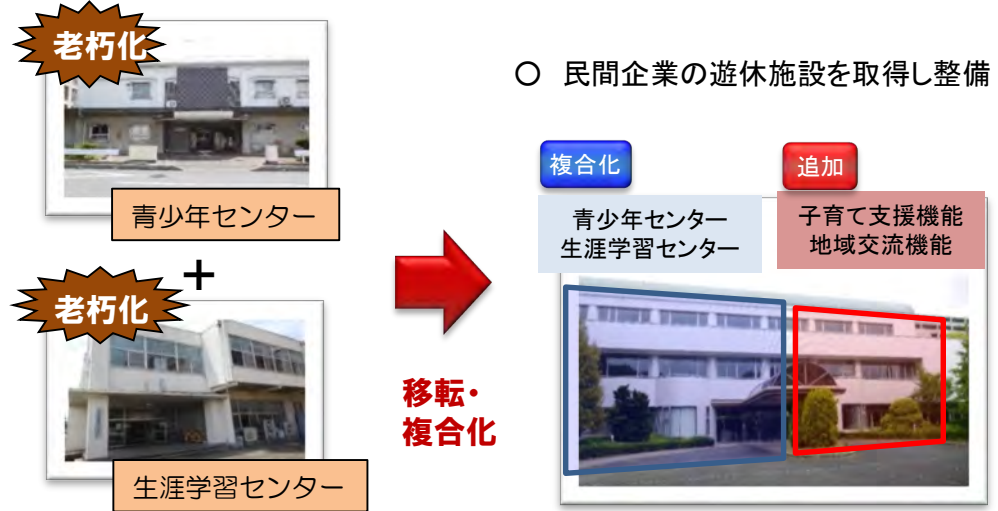
- 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業
- ※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
(共用部分がある場合、当該部分については面積按分等)
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、統合前の施設以外の機能を有した施設を新たに併設する場合には、集約化又は複合化により整備する施設に係る部分に限り対象となる。

【事業イメージ】



- 民間企業の遊休施設を取得し整備

青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約
子育て支援機能(プレイルーム、一時預かり室等)
及び地域交流機能(まちづくり交流スペース等)を追加

充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

広域的に実施する公共施設等の集約化・複合化の推進

- 全国的に人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、公共施設等の集約化・複合化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが重要。
- 近年においては、団体内における集約化・複合化には一定の進捗が見られるが、より広域での最適配置を図る観点から、今後は、複数団体の連携による取組も積極的に推進する必要。
 - ※ H27年度に公共施設最適化事業債を創設。H29年度から公共施設等適正管理推進事業債(集約化・複合化事業)に移行。(いずれも充当率90%、交付税措置率50%)
- 複数団体が連携して実施する集約化・複合化の取組において、集約化・複合化する施設を有しない団体が当該事業による施設整備の実施主体となる場合も公共施設等適正管理推進事業債を活用可能とする。

<経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)>(抜粋)

「広域的に相互に連携する事業(略)など地域課題の解決に効果的な事業に積極的に取り組む地方自治体に対する地方財政措置の拡充について検討する。」

【複数団体の連携による集約化・複合化のイメージ】



②-1 公共用の建築物の長寿命化事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業

(施設に附属する設備であって、当該施設を使用目標年数まで活用するために不可欠なものを含む。)

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設の改修事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 個別施設計画において、当該改修事業が位置付けられているだけでなく、長寿命化の目標として法定耐用年数を超える使用目標年数が定められていること。
- ・ 改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

〔改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする〕

充当率・元利償還金に対する交付税措置

長寿命化事業費

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

【事業イメージ】

○長寿命化例1(図書館)



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等

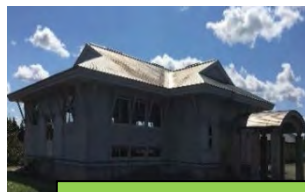


長寿命化



目標使用年数80年

○長寿命化例2(高校校舎附帯施設(格技場))



法定耐用年数47年

外壁、屋根
の改修等



長寿命化



目標使用年数60年

②-2 社会基盤施設の長寿命化事業

対象事業

※下線部分について令和2年度から拡充

- 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業等)
(道路(舗装、小規模構造物、橋梁等)、河川管理施設、砂防関係施設(昭和53年以降の技術基準で設計された砂防施設を含む。)、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

留意事項

事業期間:平成29年度～令和3年度

- ・ 所管省庁が示すインフラ長寿命化計画等を踏まえ実施する事業であること
- ・ 点検を踏まえて効率的に実施されることが個別施設計画において明らかにされていること

【事業イメージ】

○道路(舗装の表層に係る補修)



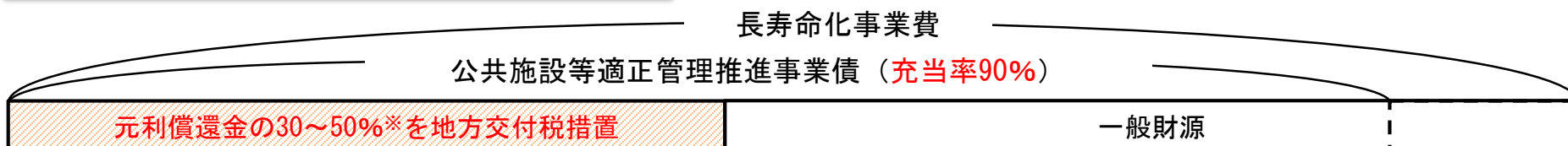
○道路(橋梁の修繕)



○都市公園施設(テニスコートの改修)



充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

③ 転用事業

対象事業

○ 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業

※ 転用後の施設が公用施設や公営住宅、公営企業施設である事業は対象とならない

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 転用に伴い面積が増加する場合、転用前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。

（転用に係る事業費全体について面積按分等を行い、転用前の施設の面積分の事業費を算出して対象事業費とする）

- ・ 施設全体ではなく、一部を転用する場合も対象となる。
- ・ 転用前の施設が現に供用されていない場合も対象となる。

【事業イメージ】

○ 転用例1



小学校



転用



地区交流センター

○ 転用例2



保育所



転用



地域集会施設

充当率・元利償還金に対する交付税措置

転用事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

④ 立地適正化事業

対象事業

○ 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業(*)を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業

(事業例) 国庫補助事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業

国庫補助事業の一部要件(事業規模等)を満たさない事業

* 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内で実施することが補助率嵩上げ等の要件とされている国庫補助事業をいう。

※ 公用施設や公営住宅、公営企業施設等を整備する事業は対象とならない

留意事項

事業期間:平成29年度～令和3年度

- 補完事業については、改修に伴い面積が増加する場合、改修前の施設の面積を上限として起債対象事業費を算出する。(改修に係る事業費全体について面積按分等を行い、改修前の施設の面積分等の事業費を算出して対象事業費とする)

【事業イメージ】



充当率・元利償還金に対する交付税措置

立地適正化事業費

公共施設をまちなかで適切に配置

公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

※財政力に応じて措置

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

対象事業

○ ①又は②に該当する事業

① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設を除く)のバリアフリー改修事業

i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業

ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(施設の一部を基準に適合させる事業を含む)

例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

事業期間：平成30年度～令和3年度

【事業イメージ】

・ 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。

・ ① ii) 及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること(※)。

※ 公共施設等総合管理計画に記載のユニバーサルデザイン化の推進方針に則して、ユニバーサルデザイン化のための具体的な対策内容(対象施設、実施時期、対策内容等)を記載



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円(1台)

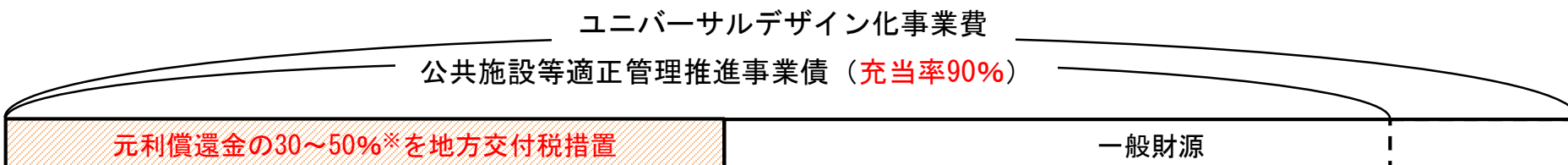


多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※財政力に応じて措置

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

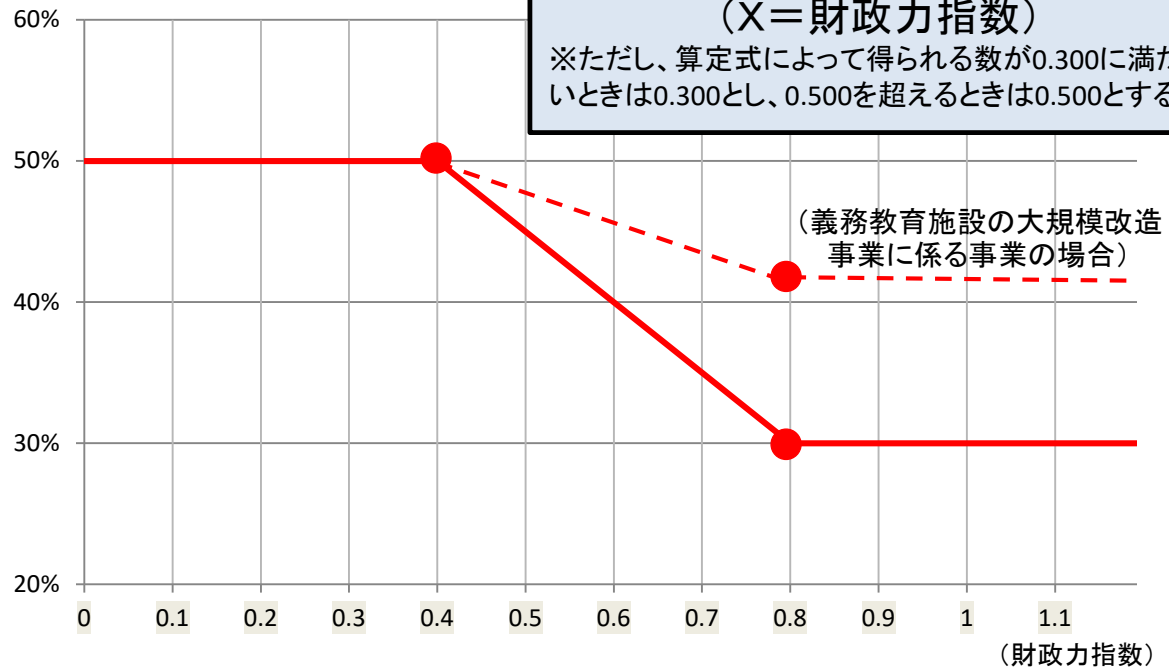
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち、長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

| 財政力指数 | 交付税措置率 |
|----------------|----------------------|
| 0.8以上 | 30% |
| 0.4以上 0.8未満 | 財政力に応じて 30～50%（※） |
| 0.4未満 | 50% |

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

対象事業

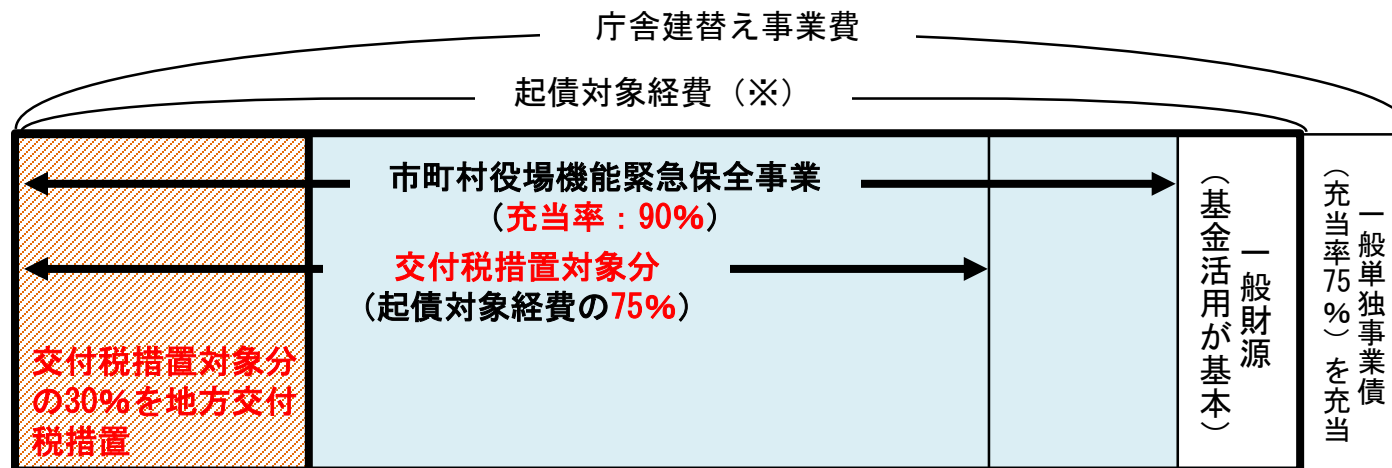
○ 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置付ける必要

留意事項

- ・ 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、平成29年度に創設（事業期間は、令和2年度まで）。
- ・ 経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる。

充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 起債対象経費 = 庁舎建替え事業費 × (建設前延床面積 又は 標準面積のいずれか大きい方) / 新庁舎の面積

【事業イメージ】



⑦ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～令和3年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○除却例1



公民館

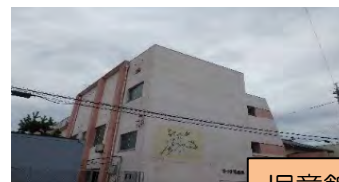


除却



更地

○除却例2



児童館

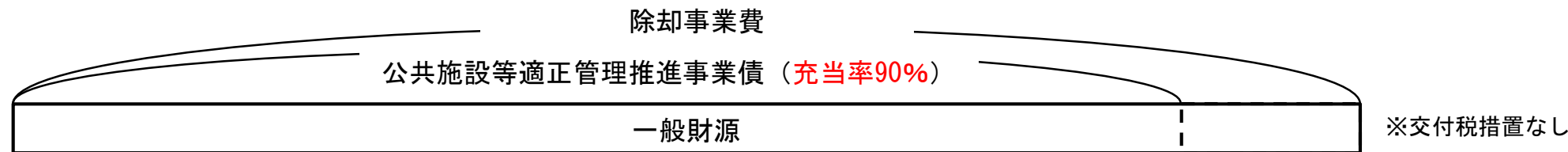


除却



更地

充当率・元利償還金に対する交付税措置



<参考> 地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（抜粋）

自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引き（全体版）

総務省自治財政局
調整課・地方債課・財務調査課

— 目次 —

1. 自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策の推進 … 1頁
2. 地方債活用のあらまし … 5頁
3. 具体的な事業例 … 23頁
4. 活用可能な資金 … 49頁
5. 参考資料 … 55頁

集約化・複合化事業①

茨城県鹿嶋市(人口6.7万人)「屋内温水プール整備事業」

事業の概要
築40年が経過し老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約した上で、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールとして整備する。

事業のポイント
小・中学校の学校プールと市民プールとしての機能を併せ持つ、**耐震性・利便性**の高い施設へ

事業の経緯
施設の集約化にあたり、市、学校関係者、地域住民等による検討組織を立ち上げたほか、地区公民館、プール統合対象学校の児童・生徒・担任等にアンケート調査を実施し、住民や利用者との連携を図った。

集約化
5つの学校プールを1つの屋内温水プールとして整備することで、清掃やメンテナンスなどの維持管理も容易になり、負担軽減。※プール延床面積 4,228.8㎡ → 771.56㎡ に集約。

事業の効果
○ 学校のみの利用であったプールを通年利用の屋内温水プールとすることで利便性が向上する。
○ 施設の老朽化により不安があった維持管理がなくなり、学校及び市の負担が軽減される。
○ 幼児から高齢者がプールを通して交流できる施設となり、地域のにぎわいを創出する。

24

長寿命化事業（公共施設）

岐阜県瑞浪市(人口3.7万人)「稲津幼児園大規模改修事業」

老朽化した稲津幼児園の長寿命化改修事業を行う。

事業のポイント
<事業の背景>
・現稲津幼児園の老朽化（築後30年経過）
・若者世代の転入増加と、これにともなう保育室の不足
・地域が一体となった保育支援の必要性

長寿命化事業
・外壁改修
・屋根防水工事
・空調設備改修
・保育室の増設
→法定耐用年数47年を超えて使用目標年数60年に設定

事業の効果
○ 施設の長寿命化を図ることにより、建替えによる場合と比較して約1.1億円のコスト削減になる。
※幼児園の建替え：約4.0億円 → 長寿命化：約2.9億円

33

集約化・複合化事業②

愛知県岡崎市(人口38.7万人)「額田センター整備事業」

事業の概要
額田支所周辺の老朽化した5つの公共施設について、規模の適正化、複合化を図り、機能の拡充をした上で複合施設「額田センター」として整備。

事業のポイント
【課題】
・老朽化した施設、耐震性のない施設が存在
・他地域の施設量や利用状況と比較して施設規模が全体的に過大
・5施設の利用動線が悪い

| 施設名 | 延床面積(㎡) |
|------------|----------|
| 旧額田支所(旧利用) | 1,362.74 |
| 額田支所 | 784.72 |
| 額田図書館 | 562.35 |
| 森の総合駅 | 505.42 |
| めがた会館 | 718.16 |
| 合計 | 3,933.39 |

※めがた会館は学区住民のコミュニティ活動の拠点施設に転用予定

事業実施体制
副市長を委員長とした検討部会を設置。さらに副市長を議長、関係部課長を委員とした上部会議で事業を推進。

事業の効果
○ 利用者の動線や機能の集約によって、施設の利便性が高まり、効率性が図られ、一体的な利用が可能となる。
○ 地域住民が一箇所に集まることで、ふれあいや交流が生まれ、地域の市民活動が促進される。
○ 当センターを中心とした地域自治・生活拠点、防災拠点が整備され、ランドマークとしての重要性が高まる。

25

転用事業

大阪府(人口881.4万人)「ITステーション転用事業」

夕陽丘高等職業技術専門学校の一部を大阪府ITステーション(障がい者就労支援施設)に転用し、障がい者等の就労支援拠点を整備する。

事業のポイント
<事業の背景>
・夕陽丘高等職業技術専門学校において、障がい者等への職業訓練を実施
・大阪府ITステーションにおいて、障がい者へのIT講習等を通じた就労支援を実施
・障がい者等の新たなニーズに対応した職業訓練や多様な障がい者への就労支援の必要性の高まり

転用イメージ
夕陽丘高等職業技術専門学校 → 大阪府ITステーション → 売却予定

事業の効果
○ 大阪府ITステーションと夕陽丘校の連携により、あらゆる障がい者への就労支援拠点として、障がい者への職業訓練や就労支援を効果的に行う。
○ 施設間の連携を深めることにより、障がい者のニーズ把握をはじめ、職業訓練や就労支援を効果的に行うことができる。

35

(参考)各省における個別施設計画策定促進の取組について

公立学校施設等における個別施設計画の策定について

文部科学省関係資料

現状

<現状>

- 個別施設計画は、限られた財源や人員の中でトータルコストの縮減や予算の平準化など、戦略的に施設整備を進める上で非常に重要である一方、公立学校施設等の文教施設における計画策定率は、極めて低い。

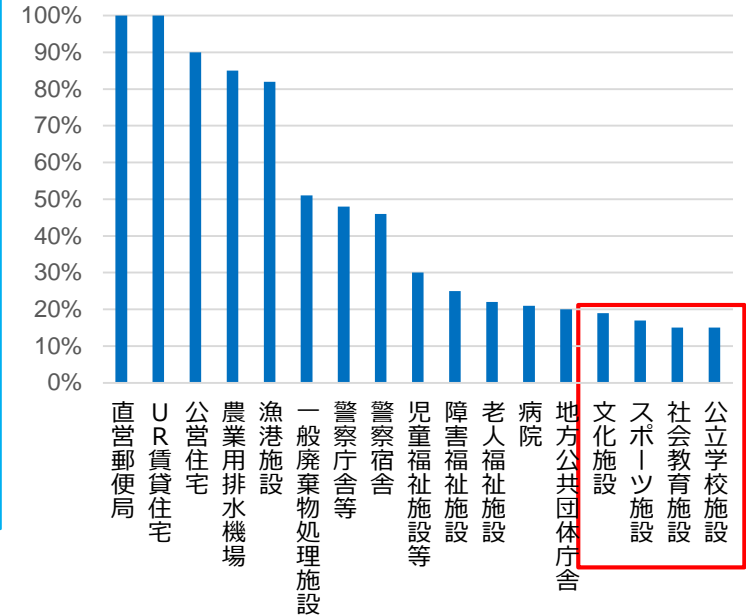
文教施設における個別施設計画の策定率（平成31年4月1日時点）

- ・公立学校施設：15%
- ・社会教育施設：15%
- ・文化施設：19%
- ・スポーツ施設：17%

<計画策定期限>

- 策定完了の目標年度である令和2年度までのできるだけ早い時期に策定するよう依頼しているところ。

個別施設計画の策定率（H31.4.1現在）



文部科学省の取組

- 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書等について、各種会議や講習会等において継続的に普及・啓発を行い、地方公共団体の取組を支援。
- また、地方公共団体からの相談に対して一元的に対応するため、平成31年1月に文教施設の個別施設計画策定に関する相談窓口を設置しており、引き続き、地方公共団体からの具体的な相談に対応。
- 学校施設環境改善交付金について、個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し、事業採択を行う。また、令和3年度以降の交付金事業は、個別施設計画の策定を事業申請の前提条件とすることを検討。

文教施設の個別施設計画 策定に関する相談窓口

大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課 施設マネジメント係
TEL:03-5253-4111(内線)4669

個別施設計画が未策定の地方公共団体におかれては、できるだけ早い時期の策定をお願いします。

公立学校施設の長寿命化計画策定について

計画策定を促進するための支援策

「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」の作成
(平成27年4月)

「学校施設の個別施設計画策定支援事業」の実施
(平成27年度～平成29年度)

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の作成
(平成29年3月)

「解説書の講習会」等による策定に関する説明
(平成29年度～)

「個別施設計画策定取組事例集」の作成
(平成31年3月)

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」において平成32年度までに個別施設毎の長寿命化計画の策定が求められたことを踏まえ、**長寿命化計画に盛り込むべき事項、記載事例、留意事項等を整理した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を作成。**

全国の地方公共団体のモデルとなる学校施設の個別施設計画策定に係るモデル事業を実施し、**策定実績の積み上げ。**

手引に基づき、学校施設の長寿命化計画の**標準的な様式を示す**とともに、**より具体的に留意点等を解説した解説書を作成。**解説書付属のエクセルソフトの活用により、計画の対象となる建物情報の整理や維持更新コストの試算が可能。

解説書を用いて計画策定の進め方を解説するとともに、地方公共団体の事例を紹介する**講習会を全国主要都市で開催。**

文部科学省が作成した手引等を活用しつつ限られた予算内の中で計画を策定した事例や、専門業者の知見を活用しながら事務職員が中心となって計画を策定した事例等について、**計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介。**

＜エクセルソフトによるコスト試算のイメージ＞

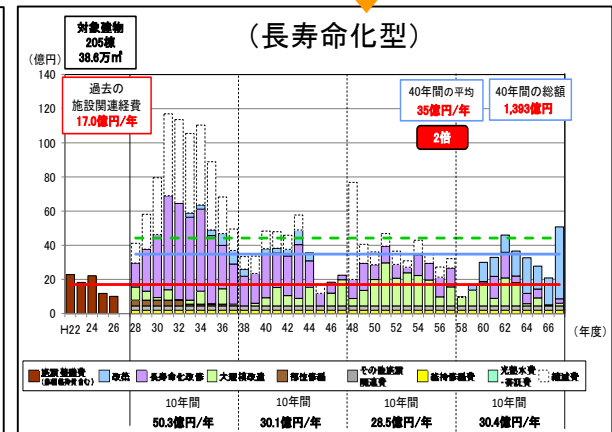
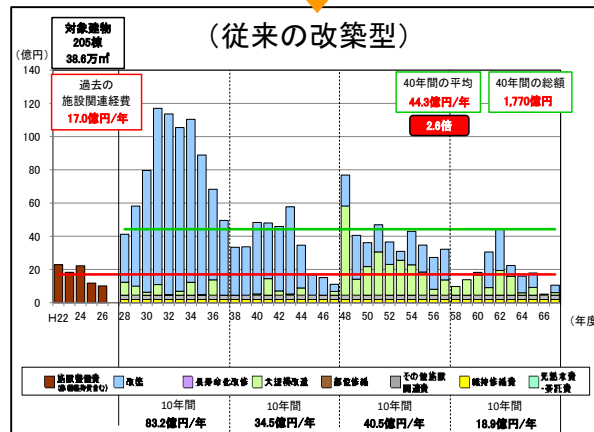
学校施設の建物状況を把握し、「建物情報一覧表」を作成

| 建物基本情報 | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|------|----------|--------|------------|------|------|-------|----|-------|----------|-----|-----|
| 通し番号 | 学校番号 | 施設名 | 建物名 | 棟番号 | 固定資産台帳番号 | 用途区分 | 学校種別 | 建物用途 | 構造 | 階数 | 延床面積 (㎡) | | 築年数 |
| | | | | | | | | | | | 西暦 | 和暦 | |
| 001 | 1301 | A小学校 | 校舎1 | 1 | 2200001137 | 小学校 | 校舎 | RC | 3 | 2,562 | 1969 | S44 | 47 |
| 002 | 1301 | A小学校 | 校舎2 | 5 | 2200001138 | 小学校 | 校舎 | RC | 3 | 1,529 | 1969 | S44 | 47 |
| 003 | 1301 | A小学校 | 校舎3 | 18-12 | 2200001139 | 小学校 | 校舎 | RC | 4 | 1,179 | 2002 | H14 | 14 |
| 004 | 1301 | A小学校 | 体育館 | 19-123 | 2200001140 | 小学校 | 体育館 | RC | 4 | 1,408 | 2002 | H14 | 14 |
| 005 | 1302 | B小学校 | 校舎1 | 2-1 | | 小学校 | 校舎 | RC | 3 | 1,819 | 1984 | S39 | 52 |
| 006 | 1302 | B小学校 | 校舎2 | 2-2 | | 小学校 | 校舎 | RC | 3 | 1,744 | 1970 | S45 | 46 |
| 007 | 1302 | B小学校 | 校舎3 | 7 | | 小学校 | 校舎 | RC | 3 | 911 | 1980 | S55 | 36 |
| 008 | 1302 | B小学校 | 体育館 | 7 | | 小学校 | 体育館 | S | 2 | 668 | 1972 | S47 | 44 |
| 009 | 1303 | C小学校 | 校舎1 | 1 | | 小学校 | 校舎 | RC | 3 | 3,010 | 1970 | S45 | 46 |
| 010 | 1303 | C小学校 | 校舎2 | 2 | | 小学校 | 校舎 | RC | 3 | 1,750 | 1972 | S47 | 44 |
| 011 | 1303 | C小学校 | 体育館・特別教室 | | | 小学校 | 体育館 | RC一部S | 2 | 789 | 1971 | S46 | 45 |

今後の維持・更新コストを自動的に試算しグラフ出力

今後の取組

- ・ 計画策定に係る講習会を全国主要都市において継続的に開催
- ・ 個別施設計画の策定状況を総合的に考慮し事業採択する
- ・ 個別施設計画の策定を事業申請の前提条件とすることを検討



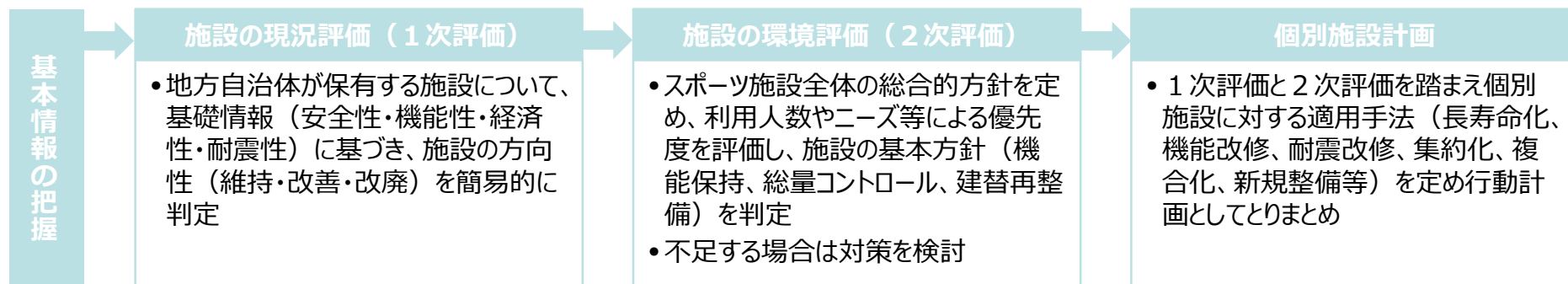
スポーツ施設のストック適正化について

スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（平成29年5月公表）

■ 背景

- スポーツ基本法に定める「すべての国民がスポーツに親しみ楽しめる機会の確保」や「身近にスポーツに親しめる施設の整備・運用改善」を実現するためには、施設の老朽化や人口構成の変化等への計画的な対応が必須
- インフラ長寿命化計画、経済・財政再生計画等に基づき、地方自治体が安全なスポーツ施設を持続的に提供できるようガイドラインを策定

■ ガイドラインの概要（個別施設計画の策定手順）



スポーツ施設の個別施設計画策定を通じた集約・複合化等推進事業（令和元年度～）

令和元年度 10,000千円

「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を踏まえた個別施設計画策定を促進するとともに、施設の集約・複合化や広域連携等の先進事例を全国に展開するため、地方公共団体向けの講習会の開催等を行う。

■ インフラ維持管理・更新費見通しの見える化

- 「体育・スポーツ施設現況調査」により、令和元年度にスポーツ施設の設置数等を把握
- 令和2年度にインフラ維持管理・更新費を公表するとともに、ガイドラインを活用して、地方自治体によるインフラ維持管理・更新費見通しの公表を支援

文化施設・社会教育施設について

地方公共団体における文化施設・社会教育施設の長寿命化計画策定の際、他の公共施設等との複合化・集約化について検討することが想定されるため、文化施設・社会教育施設の複合化・集約化等に関する事例を収集し、事例集を作成。(平成30年3月)

①複合施設としての相乗効果

東根市公益文化施設 まなびあテラス(山形県東根市)

■施設概要／図書館・美術館・市民活動支援センター

■具体的事例／

図書館と美術館でそれぞれの催事に連動したイベントを開催することで、集客力を互いに享受できるようになった。



展示会と連動した図書館での蓄音機ライブの開催

③コスト削減を含めた管理運営の工夫

学びピア21(東京都足立区)

■施設概要／生涯学習センター・図書館・放送大学学習センター

■具体的事例／

指定管理者による施設全体(設備含む)の一体管理。防犯、防災体制についても館全体で避難訓練を実施し、意識の共有を図っている。



学びピア21外観

②計画時の住民意見の採用

おおい町里山文化交流センター(福井県大飯郡おおい町)

■施設概要／公民館・図書館

■具体的事例／

施設の役割について考えるワークショップを行政と住民の共催で行った。さらに参加者から施設運営のボランティア団体が誕生するなど、施設への関心が継続している。



施設のあり方を考えるワークショップ“みんなで考える集い”

④地域コミュニティの拠点づくり・にぎわいづくりへの貢献

オガールプラザ(岩手県紫波郡紫波町)

■施設概要／図書館・地域交流センター・子育て応援センター・民間施設

■具体的事例／

駅前の施設整備により、200人の雇用が生まれるとともに、エリア価値が高まったことで、医療機関の進出など民間投資が生まれ、エリア内の人口が400人増加した。



オガールプラザ外観

⑤民間の力の活用

愛媛県生涯学習センター(愛媛県松山市)

■施設概要／生涯学習センター・図書室・博物館・ホール

■具体的事例／

劇場を含む複合施設を指定管理者が運営しているため、所属俳優による講座や研修、ホールでのミュージカル開催など、従来にない企画が開催されている。



愛媛県生涯学習センター外観

〈文化施設・社会教育施設の取組状況等〉

- **インフラ維持管理・更新費見通しの公表**
令和2年度中にインフラ維持管理・更新費に関する情報を公表し、地方公共団体がインフラ維持管理・更新費の見通しを公表できるよう支援。
- **個別施設計画の策定支援**
個別施設計画の策定状況を把握し、令和2年度末までの個別施設計画策定に向け、地方公共団体に計画の策定状況を周知。
- **個別施設計画の見える化**
文化施設・社会教育施設の複合化・集約化等に関する事例集を作成。文化施設・社会教育施設の複合化・集約化に関する事例を研修会等で周知。

社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）について

厚生労働省関係資料

（1）現状

個別施設計画の策定率の目標

2020年度末までに100%

「新経済・財政再生計画 改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）



個別施設計画の策定率

福祉施設 **28%**

（2019年3月末日時点）

（2）厚生労働省の取り組み

- 社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引の策定
福祉分野における個別施設計画の策定を進めることを目的として、個別施設計画に盛り込むべき項目や解説等をまとめている。
- 各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局長あてに
「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」についての発出
（令和元年12月27日）

（3）お願い

- インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進
手引きの活用等を通じ、速やかに個別施設計画を策定するようお願いしたい。
その上で、計画の策定を通じて中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進いただきたい。

【1】財政的支援(補助事業等による支援)

農林水産省関係資料

問合せ先
農村振興局整備部設計課
強靱化計画班 林 齋藤
03-3502-8111(内線5536)

地方公共団体が管理・所管している各インフラ(農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、治山施設、林道、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設)について、点検、診断、補修及び更新による老朽化対策を支援する。

(支援策の具体的内容)

地方公共団体が策定する個別施設計画
に関し補助事業による支援。
(補助率：1/2等)

農村振興局

- 農業水利施設
- 農道
- 農業集落排水施設
- 地すべり防止施設
- 海岸保全施設

林野庁

- 治山施設
- 林道施設

水産庁

- 漁港施設
- 漁場の施設
- 漁業集落環境施設
- 海岸保全施設

(農業水利施設等の長寿命化)

農業水利施設

- 水路の補修・更新



農道

- 農道橋の補修・更新



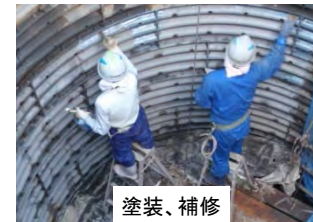
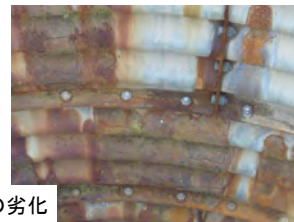
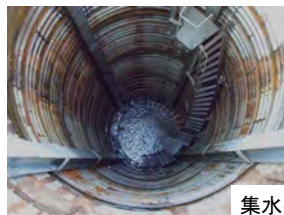
農業集落排水施設

- 新技术を用いた更新



地すべり防止施設

- 地すべり防止施設の補修・更新



治山施設の長寿命化対策

摩耗・洗掘等の補修
(例: コンクリート製治山ダム)



機能強化
(例: コンクリート製治山ダム)



劣化した部材の交換
(例: 落石防止工)



林道の長寿命化対策

橋梁落下防止工による耐震性向上



塗装工事による鉄骨の腐食防止



漁港施設の長寿命化

鋼製矢板の補修
(例: 矢板式防波堤)



コンクリート版の補修
(例: 岸壁)

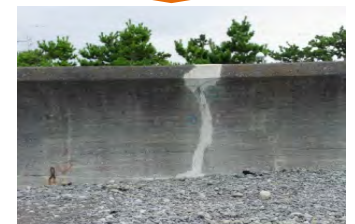


海岸保全施設の長寿命化

護岸の補修



防潮堤の補修



【2】技術的支援(基準類の整備や研修による支援)

問合せ先
 農村振興局整備部設計課
 設計基準班 稲田 恵美須
 03-3502-8111(内線5569)

基準・手引き等の策定・改定、研修制度等の充実により、地方公共団体等の職員の技術力向上を支援。

(支援策の具体的内容)

施設の機能保全に関する基準・手引きや個別施設計画策定のためのガイドラインを策定し、地方公共団体等職員へ技術情報を提供。

施設の管理者の多くが地方公共団体や土地改良区であることから、国や農研機構(農村工学研究部門)等が主催する研修・講習会・出前研修等に地方公共団体や土地改良区職員が参加できる体制を確立し、施設の所有者、管理者、対策実施者等を含めた全体の技術力向上を図る。

また、施設の機能保全や長寿命化に関する技術を随時把握できるように研修内容の充実を図る。

施設の機能保全に関する基準・手引き等の策定・改定状況

| 施設分野 | 基準・手引き | 策定・改定期 |
|--------|--|-------------------------------|
| 農業水利施設 | ・農業水利施設の機能保全の手引き ・農業水利施設の長寿命化のための手引き | ・H27.5 ・H27.11 |
| 林道施設 | ・林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン ・林道施設長寿命化対策マニュアル | ・H27.3 ・H28.3 |
| 治山施設 | ・治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン ・治山施設個別施設計画策定マニュアル | ・H28.3 ・H28.3 (H30.3改訂) |
| 水産基盤施設 | ・水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン ・水産基盤施設機能保全計画策定の手引き | ・H27.5 ・H27.5 |

研修の実施



機能保全技術の講義



ポンプ診断技術の研修会



水路補修工法技術の出前授業

【3】その他(新技術の開発・導入の推進)

問合せ先
 農村振興局整備部設計課
 設計基準班 稲田 玉井
 03-3502-8111(内線5569)
 水産庁漁港漁場整備部整備課
 設計班 山崎 井上
 03-3502-8111(内線6880)

施設の機能診断や補修・補強等の対策に関する新技術の開発・導入を推進。

(支援策の具体的内容)

現地で活かせる新技術開発について、民間企業、試験研究機関等と連携し、技術開発を推進するとともに、新たに開発された技術情報について、農林水産省のホームページによる公開や新技術・新工法説明会の開催により、施設管理者へ情報を提供。

点検・診断技術

【漁港施設点検システム】

| 項目名 | 内容 |
|---------|---------------------|
| 点検種類 | 日常点検 |
| 最終更新 | 2015年8月27日 10:49 |
| 登録者所属 | ●●市△△部 |
| 場所名 | A漁港 |
| 対象施設 | 防波堤 |
| 施設位置 | 上部工 |
| 損傷の種類 | 亀裂 |
| 撮影者コメント | No21、機能保全計画上の評価を要確認 |

機能保全計画で要経過観察として位置づけ

スマートフォンを利用して、漁港施設の点検結果を蓄積、データベース化し、共有化することにより、施設の維持管理の迅速化・効率化が可能。

【潤滑剤による農業用ポンプの診断技術】

採油状況

携帯型測定装置

潤滑剤の性状・汚染 機器の摩耗

ポンプ設備の回転部(軸受、減速機)から潤滑剤(潤滑油・グリース)を採取・分析し、その中に含まれる金属摩耗粒子の量や形態などの情報を用いてポンプ設備の簡易な機能診断を行う技術を開発。

技術開発成果情報の公開

【ホームページによる情報公開】

民間連携技術開発推進事業 新技術情報書

| 項目名 | 内容 |
|-------------|--|
| 1. 開発目的 | 本事業により、農林水産省のホームページ上で、新技術・新工法に関する情報を公開し、施設管理者への情報提供を行う。 |
| 2. 開発内容 | 「防波堤点検システム」の開発、農業用ポンプからの潤滑剤の採取・分析装置の開発、ホームページによる情報公開の実施。 |
| 3. 開発成果 | 「防波堤点検システム」の開発、農業用ポンプからの潤滑剤の採取・分析装置の開発、ホームページによる情報公開の実施。 |
| 4. 今後の予定 | 本事業の成果を、全国の漁港施設に普及させるための取り組みを行う。 |
| 5. 関係者の連携 | 関係機関との連携により、技術開発を進める。 |
| 6. 連絡先(担当者) | 稲田 玉井、山崎 井上 |

個別施設計画策定促進のための取組例(個別施設計画策定のためのマニュアル等)

国土交通省関係資料

国土交通省では、国や地方公共団体等の社会資本のメンテナンスに関する様々な情報について容易に確認できるよう、情報ポータルサイトを設置しています。その中で、分野毎の個別施設計画策定のためのマニュアル等をご覧頂けます。

インフラメンテナンス情報ポータルサイト

URL: <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/index.html>

<トップページ>

<分野毎のマニュアル等を掲載>

マニュアル類 (個別施設計画策定時)

マニュアル類 (個別施設計画策定等) (VI.必要施策に係る取組の方向性 4.個別施設計画の策定・推進)

行動計画に記載のある、個別施設計画の策定のためのマニュアルやガイドライン等は以下の通りです。(下線のあるものは各マニュアル等のページにリンクします。)

※は行動計画に記載のないマニュアル等

1. ダム

- ▶ [ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討要領](#) (平成23年4月策定)
- ▶ [ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル\(案\)](#) (平成23年4月策定) ※
- ▶ [ダムの長寿命化計画について](#) (平成25年10月策定) ※
- ▶ [ダム総合点検実施要領](#) (平成25年10月策定)
- ▶ [ダム総合点検実施要領・同解説](#) (平成25年10月策定) ※
- ▶ [ダム総合点検実施要領・同解説\(参考資料\)](#) (平成25年10月策定) ※

【0】全体的な支援（ホームページでの情報の一元的提供）

インフラメンテナンス情報ポータルサイトを通じて、国土交通省所管分野のメンテナンスに関する情報の一元的提供を行う。

（支援策の具体的内容）

国土交通省では、国や地方公共団体等の社会資本のメンテナンスに関する様々な情報について容易に確認できるよう、社会資本のメンテナンス情報に関する情報ポータルサイトを設置しています。
 情報ポータルサイトでは、道路、河川、港湾などの各分野における社会資本の点検状況等が確認できるほか、社会資本の戦略的維持管理・更新に関する施策や取組などについて確認できます。

<トップページ>

<コンテンツの例>

| 年度 | 種別 | マニュアル数 | 行動計画 |
|--------|----|--------|------|
| 2019年度 | 河川 | 875 | 26件 |
| 2020年度 | 河川 | 875 | 46件 |
| 2021年度 | 河川 | 875 | 46件 |
| 2022年度 | 河川 | 875 | 46件 |
| 2023年度 | 河川 | 875 | 46件 |
| 2024年度 | 河川 | 875 | 46件 |

廃棄物処理施設の長寿命化に当たり、各自治体等は、インフラ長寿命化基本計画に基づき、「**行動計画(公共施設等総合管理計画)**」及び「**個別施設計画**」の作成が求められている。

インフラ長寿命化基本計画

(平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

行動計画(公共施設等総合管理計画)

1. 対象施設
2. 計画期間
3. 対象施設の現状と課題
4. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し
5. 必要施策に係る取組の方向性
6. フォローアップ計画

※廃棄物処理施設以外のインフラも含めて
各自治体等(一部事務組合を含む)ごとに作成

個別施設計画

1. 対象施設
2. 計画期間
3. 対策の優先順位の考え方
4. 個別施設の状態等
5. 対策内容と実施時期
6. 対策費用

※廃棄物処理施設ごとに作成

- 総合管理計画に基づく公共施設等の除却については、**地方債の充当を認める特別措置**あり。
- 策定された行動計画については、個別施設計画の内容も踏まえ、**令和3年度までに見直し・充実を推進。**

- **「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」**等を参考に、令和2年度中に作成する。

- 環境省では、循環型社会形成推進交付金により、市町村等による長寿命化計画(個別施設計画)策定に対する財政的支援を実施。
- また、「**環境省インフラ長寿命化計画(行動計画)**」(平成28年3月)を策定。併せて、各自治体の行動計画及び個別施設計画の策定に当たっての技術的助言等に取り組む。
- 各自治体等(一部事務組合を含む)の「行動計画」及び「個別施設計画」の**作成状況の調査を実施。** 39

①廃棄物処理施設のストック適正化(長寿命化)に向けた財政的支援

地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである**廃棄物処理施設の長寿命化**に当たり、循環型社会形成推進交付金により市町村等を支援。

(支援策の具体的内容)

- 地域の創意工夫による市町村等の廃棄物処理施設の整備に対する交付金
(交付率: 1/3又は1/2)
- 老朽化した廃棄物処理施設の更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する**施設の改良・改造による長寿命化の取組**について重点的に支援

■ 基幹的設備改良事業

施設の基幹的設備の改良による長寿命化と併せて、省エネ対策等のCO2削減や災害に備えた施設の強靱化に資する機能向上を行う事業を支援。

(**長寿命化対策とともに、地球温暖化対策や災害対策を統合的に推進**)

■ 長寿命化総合計画策定支援事業

地域単位の観点から長寿命化が必要な施設に対して**長寿命化総合計画を策定するための調査等**を支援。

(施設老朽化の現状)

○ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化

※全国1,103施設のうち
築20年超: 430施設
築30年超: 173施設
築40年超: 33施設
(平成29年度実績)



○地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれ

- 老朽化した廃棄物処理施設については、適切に整備を行い、**地域における安全・安心を確保**することが必要。
- 施設の改良・改造による長寿命化を図ることによって、**既存施設の有効利用**が図られ、**中長期的に財政負担を平準化・軽減**。

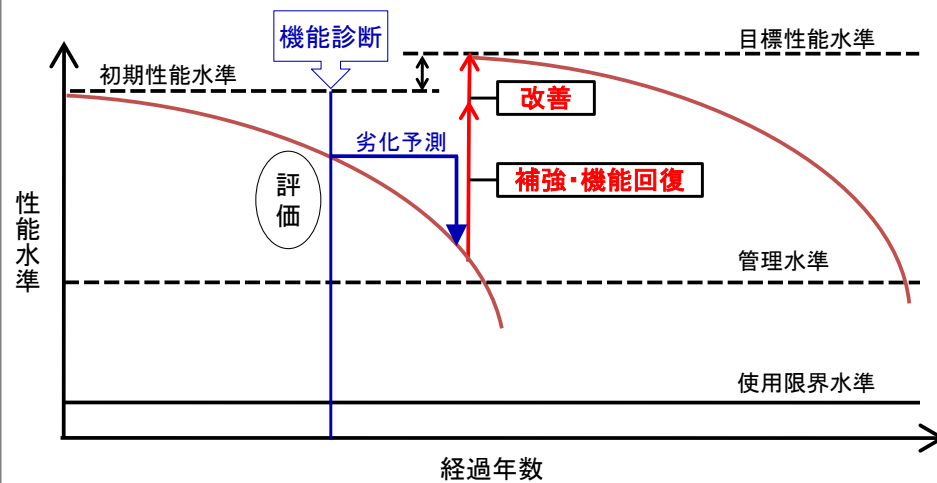
②廃棄物処理施設のストック適正化(長寿命化)に向けた技術的支援

廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な施設整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の実施方法に係る手引きとして、**「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」**等を取りまとめ、自治体等に対して周知するなど、技術的支援を実施。

(支援策の具体的内容)

- 自治体等が廃棄物処理施設を含む「公共施設等総合管理計画(行動計画)」や、廃棄物処理施設毎の「個別施設計画」を策定するに当たり、以下のとおり、技術的支援を実施。
- **「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」**を平成22年3月に策定(平成27年3月に改訂)し、自治体に周知
⇒ストックマネジメントの考え方にに基づき、地域単位での広域的な観点も考慮しつつ、自治体等が処理施設の長寿命化計画を作成する際の手引き。
- **廃棄物処理施設の「行動計画(案)」**及び**「個別施設計画の様式(案)」**を平成27年7月に策定し、自治体に周知
⇒自治体による行動計画及び個別施設計画策定の参考となるよう、環境省全体の行動計画に先立ち、廃棄物処理施設に特化して案を策定。

(施設長寿命化のイメージ)



- 環境省では、廃棄物処理施設も含めた環境省全体の「**インフラ長寿命化計画(行動計画)**」を平成28年3月に策定。
- 今後、各自治体等の「行動計画」及び「個別施設計画」の**作成状況等のフォローアップ**を継続的に実施。

参考：各都道府県における管内市区町村等の個別施設計画策定状況（平成29年度）

| 都道府県 | 策定割合(施設ベース) |
|------------|-------------|
| 北海道 | 52% |
| 青森県 | 50% |
| 岩手県 | 73% |
| 宮城県 | 63% |
| 秋田県 | 83% |
| 山形県 | 100% |
| 福島県 | 58% |
| 茨城県 | 59% |
| 栃木県 | 78% |
| 群馬県 | 66% |
| 埼玉県 | 71% |
| 千葉県 | 73% |
| 東京都 | 65% |
| 神奈川県 | 65% |
| 新潟県 | 70% |
| 富山県 | 42% |
| 石川県 | 58% |
| 福井県 | 70% |
| 山梨県 | 43% |
| 長野県 | 58% |
| 岐阜県 | 76% |
| 静岡県 | 64% |
| 愛知県 | 64% |

| 都道府県 | 策定割合(施設ベース) |
|------------|-------------|
| 三重県 | 37% |
| 滋賀県 | 29% |
| 京都府 | 70% |
| 大阪府 | 53% |
| 兵庫県 | 39% |
| 奈良県 | 49% |
| 和歌山県 | 77% |
| 鳥取県 | 87% |
| 島根県 | 59% |
| 岡山県 | 51% |
| 広島県 | 75% |
| 山口県 | 40% |
| 徳島県 | 47% |
| 香川県 | 69% |
| 愛媛県 | 61% |
| 高知県 | 63% |
| 福岡県 | 49% |
| 佐賀県 | 61% |
| 長崎県 | 58% |
| 熊本県 | 67% |
| 大分県 | 69% |
| 宮崎県 | 68% |
| 鹿児島県 | 70% |
| 沖縄県 | 70% |